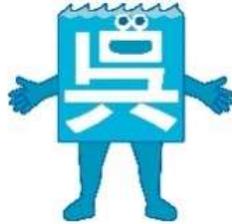


これらのいじめは、けいさつへ つた そうだん 伝えたり相談したりします。

こんなことをしていないかな？
チェックしてみよう！



こんなことを言っていないかな？
チェックしてみよう！

【窃盗】

(刑法第 235 条)

- ❑ 靴や体操服、教科書などの持ち物をぬすむ。



【強要】

(刑法第 223 条)

- ❑ 度胸試しやゲームと言って、おとりやり危険なことやいやがることをさせる。

【暴行】

(刑法第 208 条)

- ❑ おとりやりズボンをぬがす。



【窃盗】

(刑法第 235 条)

- ❑ さいふからお金をぬすむ。



【恐喝】

(刑法第 249 条)

- ❑ 断れば危険な目にあわせるとおどし、オンラインゲームのアイテムをかわせる。

【暴行】

(刑法第 208 条)

- ❑ ゲームや悪ふざけと言って、くり返し同級生を殴ったり、けったりする。

【脅迫】

(刑法第 222 条)

- ❑ 本人のはだかなどが写った写真・動画をインターネットでひろげるとおどす。

【名誉棄損、侮辱】

(刑法第 230 条, 231 条)

- ❑ 特定の人を誹謗中傷するため、インターネット上に名前をあげて、悪口を書く。

【自殺関与】

(刑法第 202 条)

- ❑ 同級生に「死ぬ」と言ったため、同級生が自殺した。

【その他】

- ❑ 自転車をこわす。
- ❑ 服をカッターで切り裂く。
- ❑ 断れば危険な目にあわせると脅し、お金を奪い取る。
- ❑ 断れば危険な目にあわせると脅し、性器や胸・お尻をさわる。
- ❑ 同級生のはだかの写真・動画を友達1人に送る。
- ❑ 同級生のはだかの写真・動画を SNS 上のグループに送って多くの人にわたす。
- ❑ 同級生に対して、スマートフォンで自分の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自分のスマートフォンに送らせる。
- ❑ 気持ちを抑えきれずに、ハサミやカッターなどの刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。